

5月26日 改正戸籍法施行 戸籍にフリガナが記載されます

令和7年
5月以降

本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の
氏名のフリガナの通知が届きます

ポイント

通知されたフリガナをまず確認！
誤っている場合は届出をしてください。
※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用
したオンラインでの届出が便利です。
※市の窓口での届出や郵送による届出もできます。



令和8年
5月以降

通知されたフリガナが戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくとも、
戸籍に記載されるから安心！



※詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

◀「戸籍にフリガナが記載されます」

戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

詐欺にご注意ください！

フリガナの届出にあたって、法務省や市区町村に
金銭を支払うよう要求することはありません。
※フリガナの届出に手数料はかかりません。また、届
出をしなくても罰則はありません。

【問い合わせ先】市市民課 ☎ 31-0222

島根県立自然公園条例の一部改正について

島根県では、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、島根県立自然公園条例を定め、県内11カ所の県立自然公園を指定しています。このたび、この条例が一部改正となります。主な改正点は次のとおりです。

○県立自然公園における利用規制の強化（令和7年7月1日施行）

特別地域（景観の優れた地域）における野生動物の餌付け等の行為に対する規制の創設や、違法伐採等の禁止行為に係る罰則の引上げを行います。

（改正前）6月以下の懲役または50万円以下の罰金

（改正後）1年以下の懲役※または100万円以下の罰金

※令和7年6月1日から「懲役」は「拘禁刑」となります。



【問い合わせ先】島根県自然環境課 ☎ 0852-22-6377

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページのご紹介

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページ（通称「ますだのひと」）では、暮らし・仕事・地域の取組を、それに関わる人の「想い」と共に紹介しています。ぜひご覧ください。



～「U.I.ターン者のライフキャリア」

うみかぜ工作室 大石啓子さん～

鎌手地区の海が一望できる高台にある工房「うみかぜ工作室」。この工房で、廃材となる木材を活かして器をはじめとする木工品を製作・販売している大石さん。大石さんにとっての“益田の魅力”とは…。

#益田のひとづくり #私にとっての益田



掲載記事はこちら！

【問い合わせ先】市地域振興課 ☎ 31-0600